

臨床調査個人票の作成について

1. 臨床調査個人票の様式

①指定された様式を必ずご使用ください。様式は下記の厚生労働省ホームページよりダウンロードしてください。

また、疾病ごとの診断基準や重症度基準も下記で確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

②臨床調査個人票は、OCR の読取り精度向上のため、できるだけパソコンで作成してください。患者ごとに保存しておく、更新時に利用できて便利です。

2. 作成に当たっての留意点

(1) 診断基準

- ①診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期の検査データを用いてもさしつかえありません。
- ②診断のカテゴリーを含めた「診断基準に関する事項」及び「重症度分類に関する事項」に漏れのないよう記載してください。
- ③診断のカテゴリーと根拠となる所見や検査結果は、矛盾のないよう記載してください。
- ④厚生労働省が定める指定難病の診断基準は、学会の診断基準や臨床診断と一致しない場合があるのでご注意ください。

(2) 重症度分類

- ①重症度分類は、直近 6 か月間で最も悪い状態で判断します。
- ②重症度分類を満たさない場合であっても、「軽症高額該当基準」に該当する場合は、医療費助成の対象となります。

(3) 人工呼吸器等装着の認定基準

臨床調査個人票の「人工呼吸器に関する事項」において、下記の全ての事項に該当する場合、自己負担上限月額が 1,000 円に軽減されます。

- ①「使用の有無」 は「1. あり」に該当
- ②「離脱の見込み」は「2. なし」に該当
- ③「施行状況」 は「3. 一日中施行」に該当
- ④「生活状況」の全項目において、「部分介助」又は「全介助」に該当